PTA 活動をすすめるために

~学校・家庭・地域社会の架け橋~

一平成 22 年度一



京都府教育委員会

PTAの性格

PTAは、幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校の学校ごとに組織され、保護者と教職員によって構成されます。PTAは、昭和24年6月の社会教育法公布に伴い、同法に規定する「社会教育関係団体」としての取り扱いを受けることになりました。つまり、PTAは、子どもたちの健全な成長を図るために、保護者と教職員が自主的に組織し、運営する任意の団体です。

そのため、PTAへの加入は任意であることを保護者や教職員に周知した上で、PTA活動の趣旨を十分に伝え、保護者と教職員一人一人が主体的に参加できる組織運営や活動内容の工夫により、できる限り多くの保護者がPTA活動に参加できるような方向で運営されることが大切です。

国の社会教育審議会報告「父母と先生のあり方について」(昭和42年6月23日)において、「PTAの目的・性格」「PTAの構成・運営」について、示されている内容は、次のようにまとめることができます。

- (1) 子どもの在学時を区切りとし、年齢、職業等が異なる多様な会員構成の団体
- (2) 民主的に運営される団体
- (3) 特定の政党や宗教に偏らない団体
- (4) 他の団体や機関との積極的な連携・協力により、地域の連帯感の醸成にも大きな役割を果たす団体
- (5) 営利を目的としない団体
- (6) ボランティア精神に基づき、自主的に学習及び活動する任意の団体
- (7) 学校区を範囲とする地域団体であり、市・郡・府(県)・全国と上部 組織をもつ団体

<注>

学校教育法の一部改正により、平成19年4月から盲・聾・養護学校は、学校の種別としては特別支援学校に一本化されました。また、障害児学級は、特別支援学級に名称変更されました。